

令和8年度

高安西小学校 PTA 総会

【紙面開催】

PTA 総会次第

議案

- 【第1号議案】役員候補報告（令和8年度PTA総会
案内 の裏面）
- 【第2号議案】令和7年度事業報告・収支決算報告
- 【第3号議案】令和8年度事業計画・収支予算案

八尾市立高安西小学校 令和7年度PTA事業報告書

本部窓口	本部行事		保健体育部	文化部	環境施設部	給食部	広報部	学級委員会	地区委員会
	PTA(学校)行事	福祉委員会としての活動							
	岡野	平山	古谷	村上	窪井	加藤	西本	野見山	山村
4月	入学式(3日) 第1回役員会(21日)	こいのぼりチェック(13日) こいのぼり掲揚(20)							交通安全指導(火曜日)
5月	PTA委員総会(2日) 第1回実行委員会(2日) PTA通常総会 書面開催	こいのぼり撤去(11日) 恩智川一斉清掃(11日) 福祉委員会・総会(25日)	体育施設割当表作成・提出 新旧引継(2日)	新旧引継(2日)	新旧引継(2日) 環境整備作業	新旧引継(2日)	新旧引継(2日)	環境整備作業	交通安全指導(火曜日)
6月			体育施設割当表作成・提出						交通安全指導(火曜日)
7月		住民懇談会(27日) 納涼祭実行委員会(13日)	体育施設割当表作成・提出					エプロンの補修	交通安全指導(火曜日)
8月			体育施設割当表作成・提出						交通安全指導(火曜日)
9月		納涼祭(13日) 納涼祭予備日(14日) 市民スポーツ祭実行委員会(28日)	体育施設割当表作成・提出			給食試食会日程の打ち合わせ			交通安全指導(火曜日)
10月	第2回実行委員会(1日) 運動会協力(19日)	市民スポーツ祭(12日) 市民スポーツ祭予備日(13日) 敬老祝寿式(26日)	体育施設割当表作成・提出 運動会協力(19日)	運動会協力(19日)	運動会協力(19日)	運動会協力(19日)	運動会協力(19日)	運動会協力(19日)	地域声かけ運動 交通安全指導(火曜日)
11月	創立50周年記念式典(30日)	子供もちつき大会・寒中登山実行委員会(9日) 恩智川清掃(16日) 子供もちつき大会(23日)	体育施設割当表作成・提出			給食試食会			交通安全指導(火曜日)
12月	第3回実行委員会(5日)		体育施設割当表作成・提出					エプロンの補修	交通安全指導(火曜日)
1月		寒中登山下見(18日) 寒中登山(25日)	体育施設割当表作成・提出						交通安全指導(火曜日)
2月			体育施設割当表作成・提出				わかば制作		交通安全指導(火曜日)
3月	第4回実行委員会(5日) 新旧引継(5日) 卒業式(18日)	グランドゴルフ大会(29日)	体育施設開放 運営委員会(書面開催)				わかば発刊(9日)		交通安全指導(火曜日)
備考					年間を通じて、地区委員会(地区長)と連携する	給食試食会開催(2学期)		活動縮小により学年長・副学年長の選出なし	交通安全指導は、年間割当計画表を参照

令和7年度 決算報告書

八尾市立高安西小学校PTA

[収入の部]

項目	予算額	決算額	
会費	1,420,800	1,414,164	会費年額(2,400円)・児童(565人) 議員(39人)
雑収入(利息等)	-	90,300	福祉委員会活動費・納涼祭売上
前年度繰越金	345,012	345,012	
合計	1,765,812	1,849,476	

[支出の部]

項目	予算額	決算額	備考		
運営費	需用費	30,000	27,523	行事諸費用、事務消耗品他	
	渉外費	40,000	53,805	納涼祭出店料・仕入れ	
	印刷費	60,000	61,600	印刷用紙	
	研修費	10,000	7,200	日本教育会会費	
	慶弔費	15,000	5,000	柩料	
	負担金	28,000	17,160	PTA協議会分担金	
	P T A 保 険	43,000	42,860	PTA安全会加入金	
	交通費	3,000	0		
	通信費	5,000	110	案内郵送	
(小計)	234,000	215,258			
活動費	文化 部 文化活動補助費	10,000	0		
	環境 施設 部 登下校安全費	10,000	0		
	環境 施設 部 設備・備品費	100,000	74,659	環境整備作業消耗品、納涼祭出店用具他	
	広報 部 印刷費	60,000	55,550	印刷インク・マスタ・広報用デジタルカメラ	
	給食 部 給食関係費	40,000	0		
	保健 体育 部 体育振興費雑費	20,000	20,000	クラブ活動費	
	祝品記念品費	入学式	60,000	53,950	入学贈答品(連絡帳、自由帳、連絡袋)
卒業式		220,000	207,090	証書ホルダー、英和・和英辞典	
運動会		78,000	82,800	参加賞(ノート)	
祝品記念品費 特別行事積立金	200,000	300,000	50周年行事特別積立		
(小計)	798,000	794,049			
教育振興費	学校行事費	入学式	20,000	21,280	来賓饅頭、次第用上質紙他
		卒業式	99,450	108,751	来賓饅頭、生花、卒業証書筆耕代他
		運動会	32,000	27,436	運動会用品、来賓用茶、名札シール他
		校外活動費	10,000	17,033	経口補水液・飲料水、カラーバンド他
		児童会活動費	66,360	67,442	児童会活動消耗品(色画用紙、木工用ボンド、ハケ他)
	教育奨励費	雑費	30,000	14,036	かさ袋、名前シール、色ケント全紙他
		図書費	60,000	56,378	掲示ニュース、図書消耗品他
		研究費補助	10,000	19,000	拡大ロール紙
		生徒指導補助	10,000	9,500	ラミネートフィルム
		施設・設備費	70,000	87,742	保護者パイプ椅子
		修理費	40,000	6,160	保健室クリーニング
雑費	30,000	21,328	上質紙、保護者シール他		
(小計)	477,810	456,086			
予備費	256,002	0			
合計	1,765,812	1,465,393			

収入 支出
 [差引残高] 1,849,476円 - 1,465,393円 = 384,083円

監査の結果、上記のとおり相違ありません。

八尾市立高安西小学校PTA

令和8年3月31日

会計監事
 会計監事

個人印影保護のため
 加工しています。

八尾市立高安西小学校 令和8年度PTA事業計画書

本部窓口	本部行事		保健体育部	文化部	環境施設部	給食部	広報部	学級委員会	地区委員会
	PTA(学校)行事	福祉委員会としての活動							
	古谷	岡野	平山	中井	横山	西田	伊藤	野見山	森田
4月	入学式(3日) 第1回役員会(28日)	こいのぼりチェック(12日) こいのぼり掲揚(18日)							交通安全指導(火曜日)
5月	PTA委員総会(1日) 第1回実行委員会(1日) PTA通常総会 書面開催	こいのぼり撤去(9日) 恩智川一斉清掃(10日) 福祉委員会・総会(24日)	体育施設割当表作成・提出 新旧引継(1日)	新旧引継(1日)	新旧引継(1日)	新旧引継(1日)	新旧引継(1日)		交通安全指導(火曜日)
6月		納涼祭実行委員会(21日)	体育施設割当表作成・提出				わかば制作		交通安全指導(火曜日)
7月		住民懇談会(26日)	体育施設割当表作成・提出		エプロンの補修		わかば発刊(日)	エプロンの補修	交通安全指導(火曜日)
8月			体育施設割当表作成・提出						交通安全指導(火曜日)
9月	第2回実行委員会(日)	納涼祭(5日) 納涼祭予備日(6日) 市民スポーツ祭実行委員会(27日)	体育施設割当表作成・提出			給食試食会日程の打ち合わせ			交通安全指導(火曜日)
10月	運動会協力(18日)	市民スポーツ祭(11日) 市民スポーツ祭予備日(12日) 敬老祝寿式(25日)	体育施設割当表作成・提出 運動会協力(18日)	運動会協力(18日)	運動会協力(18日)	運動会協力(18日) 給食試食会	運動会協力(18日)	運動会協力(18日)	交通安全指導(火曜日)
11月	学校評議会(日) 第3回実行委員会(日)	子供もちつき大会・寒中登山実行委員会(8日) 恩智川清掃(15日) 子供もちつき大会(29日)	体育施設割当表作成・提出	PTA文化教室					交通安全指導(火曜日)
12月			体育施設割当表作成・提出					エプロンの補修	交通安全指導(火曜日)
1月		寒中登山下見(17日) 寒中登山(24日)	体育施設割当表作成・提出						交通安全指導(火曜日)
2月	第4回実行委員会(日) 新旧引継(日)		体育施設割当表作成・提出				わかば制作		交通安全指導(火曜日)
3月	卒業式(18日)	グランドゴルフ大会(28日)	体育施設開放 運営委員会(書面開催)				わかば発刊(日)		交通安全指導(火曜日)
備考					年間を通じて、地区委員会(地区長)と連携する	給食試食会開催(2学期)		活動縮小により学年長・副学年長の選出なし	交通安全指導は、年間割当計画表を参照

令和8年度

予 算 書

八尾市立高安西小学校PTA

[収入の部]

項 目	予算	
会 費	1,356,000	会費年額(2,400円)・児童(526人) 職員(39人)
雑収入(利息等)	-	
前年度繰越金	384,083	
合 計	1,740,083	

[支出の部]

項 目	予算額	備 考
運 営 費	需 用 費	30,000 行事諸費用、集会所使用料、事務消耗品
	渉 外 費	40,000 市PTA関係、納涼祭出店料他
	印 刷 費	70,000 印刷機インク・マスター、再生紙
	研 修 費	10,000 各種研修会講師謝礼、日本教育会会費
	慶 弔 費	15,000 香典、祝い
	負 担 金	16,500 PTA協議会分担金
	P T A 保 険	45,700 PTA安全会加入金
	交 通 費	3,000 登山・会議用交通費
通 信 費	5,000 郵送費	
(小 計)	235,200	
活 動 費	文 化 部	文化活動補助費 10,000 文化活動講師謝礼、材料費他
	環 境 施 設 部	登下校安全費 10,000 安全啓発用品他
		設 備 ・ 備 品 費 130,000 カーテッククリーニング、環境整備用品他
	広 報 部	印 刷 費 60,000 印刷機インク・マスター、再生紙
	給 食 部	給食関係費 40,000 特別献立補助、給食消耗品他
	保 健 体 育 部	体育振興費 雑費 20,000 PTAクラブ活動費
	祝品記念品費	入 学 式 50,000 入学贈答品
卒 業 式 187,000 証書ホルダー、英和・和英辞典		
運 動 会 78,900 運動会参加賞		
特 別 行 事 積 立 金 30,000 周年行事特別積立		
(小 計)	615,900	
教 育 振 興 費	学 校 行 事 費	入 学 式 21,000 入学式用品、来賓饅頭他
		卒 業 式 97,000 お祝製作、生花、来賓お茶・饅頭、証書記入謝礼他
		運 動 会 33,000 来賓お茶、運動会用品他
		校 外 活 動 費 10,000 会議費、交通費、保健衛生用品他
		児 童 会 活 動 費 78,900 児童会文具用品、委員会活動費他
		雑 費 30,000 各行事用品他
	教 育 奨 励 費	図 書 費 67,000 掲示ニュース、図書消耗品他
		研 究 費 補 助 10,000 講師交通費、研修資料他
		生 徒 指 導 補 助 10,000 パトロール用品、生徒指導消耗品他
		施 設 ・ 設 備 費 80,000 教室用品、保健室用品、保健衛生費他
修 理 費 40,000 運動具、事務機器修理他		
雑 費 30,000 各事業消耗品他		
(小 計)	506,900	
予 備 費	382,083	
合 計	1,740,083	

高安西小学校 P T A 会 則

第 1 章 総則

第 1 条 名称

この会は八尾市立高安西小学校 P T A と称する。

第 2 条 事務所

この会は事務所を大阪府八尾市高安町北 4 丁目 15 番地八尾市立高安西小学校内におく。

第 3 条 目的

この会は父母および保護者と学校教職員とが協力して家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第 4 条 事業

この会は前条の目的を達成するための次の事業を行う。

- (1) 家庭教育、社会教育、学校教育についての学習と実践
- (2) 保護者と教職員との対話と会員相互の親睦及び社会連帯意識の高揚に関する事業
- (3) 教育環境の充実と強化に関する研究と建議
- (4) 人権尊重の視点に立った教育と生活の推進を図るための研修
- (5) 高安西子供会育成会との提携
- (6) 前各号の他適当と認められる活動

第 5 条 運営と原則

- 1 この会は社会教育関係団体である本質にかんがみ、特定の個人、宗教、または法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。
- 2 学校の人事、および管理に干渉してはならない。
- 3 この会は、これを特定の政党のために利用してはならない。
- 4 この会の運営は自主的に行うものであって、他より干渉をうけない。
- 5 学校と家庭との密接な連携を通して、会員相互の理解と信頼を構築し、民主的な教育の推進と運営を行う。

第 2 章 会員および会費

第 6 条 会員

この会の会員は次のとおりとする。

- (1) 八尾市立高安西小学校に在籍する児童の保護者
- (2) 八尾市立高安西小学校の校長および教職員
- (3) この会の趣旨に賛同し、実行委員会の入会承認を得た者

第 7 条 会員の権利

会員の権利は次のとおりとする。

- (1) 総会において、各 1 個の表決権を有する。
- (2) 役員および委員に選任される資格を有する。

第 8 条 会員の入会等

この会に入会できる者は第 6 条の規定に該当する事由が発生したとき入会し、また同条の規定に該当しない事由が発生した翌日から退会したものとする。

第 9 条 会費

会員は次のとおり会費を納入するものとする。

- (1) 会費の額 児童一人につき 200 円 (月額)
- (2) 納入時期 毎月 7 日まで

第 10 条 搬出金の不返還

既納の会費、その他搬出金品は如何なる場合でも返還しないものとする。

第 3 章 役員

第 11 条 種別

1 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 書記 2 名
- (4) 会計 2 名
- (5) 会計監事 2 名

2 役員は兼任することができない。

3 役員は再選することができる。

第 12 条 役員を選出

- 1 前条の役員は総会において選任する
- 2 前項の選任については別に規定を設けるものとする。

第13条 役員の任期

- 1 役員の任期は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1ヶ年とする。
- 2 もし期間中に欠員が生じたときは、補充選任を行うことができる。
- 3 この場合の選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第14条 役員の任務

- 1 役員の任務は次のとおりとする。
 - (1) 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、会長の職務を代行する。
 - (3) 書記は、すべての会議に出席し会議の状況ならびに結果を記録し、保管するものとする。
 - (4) 会計は、会計事務を処理し、会計簿その他証拠書類を保管し、会計監事の監査を受けるものとする。
 - (5) 会計監事は毎年8月、12月、翌年の3月の各月に会計監査を行い、その結果をその年度末の総会において監査報告をなすものとする。
 - (6) 会長は実行委員会の承認を得て顧問を置くことができる。
- 2 役員会、実行委員会その他の会合に出席し意見を述べるができる。

第15条 解任

役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の決議により解任することができる。

第4章 会議

第16条 種別

会議は総会および実行委員会とし、総会を通常総会と臨時総会に分ける。

第17条 構成

- 1 総会は会員を持って構成する。
- 2 実行委員会は第11条の役員全員と同校の校長、教頭ならびに実行委員の全員をもって構成する。

第18条 権能

- 1 総会はこの会則に規定するもの他次の事項を議決する。
 - (1) 収支予算及び事業計画の決定
 - (2) 収支決算および事業報告の承認
 - (3) 役員の選任ならびに解任
 - (4) その他この会の運営に関する重要な事項
- 2 実行委員会はこの会則に規定するもの他次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること
 - (4) 諸規定の制定および廃止、改正をすること

第19条 招集

総会は次の場合に会長が招集する。

- (1) 通常総会は、5月に開催する。
- (2) 臨時総会は、実行委員会が必要と認めたとき、または、全会員の4分の1以上の書面による要求があり、かつ会議の目的が明確な場合。
- (3) 実行委員会は、毎月1回開催することを原則とし、会長が招集する。
- (4) 会議を招集するには、その構成員に対して、文書をもって通知する。

第20条 議長

総会及び実行委員会の議長は副会長がこれに当たる。

第21条 定足数

- 1 総会は構成員の3分の1以上の出席がなければ成立しない。ただし、やむを得ない事由により出席できない会員は、他の会員又は会長を代理人として委任状を提出し、決議権を行使することができる。この場合出席したものとみなす。
- 2 実行委員会は、過半数以上の出席がないと成立しない。

第22条 議決

会議の議決は、この会則に別に定める場合をのぞき出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長が決定する。

第23条 議事録

会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

第5章 資産及び会計

第24条 資産の構成

この会の資産はつぎの各号をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入

- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

第25条 経費の支弁

この会の事業支出および、経費は資産をもって支弁する。

第26条 会計年度

この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 実行委員会

第27条 委員

この会の実行委員会は、地区選出と、学年選出と、職員より選出の委員とし、その選出は次のとおりとする。

- (1) 別表地区割一覧表による地区ごとにおいて、各地区から1人を選出する。
- (2) 1学年より6学年までの学級委員より1人を選出する。
- (3) 職員より選出する委員は校長の指名により2名を選出する。

第28条 委員の選出の時期

実行委員の選任は遅くとも、毎年4月中に行うものとする。ただし、地区選任の委員については、毎年2月5日までに予選を行うものとする。この予選により選出された委員は4月1日から実行委員に就任し、かつ第34条による指名委員を兼任するものとする。

第29条 委員会

- 1 実行委員会はこの会則に定められた事項、および規定以外の重要な問題が起きたときの解決方法などを審議するものとする。
- 2 実行委員会の開催は毎月1回を原則とするも、校長もしくは、構成員の3分の1の同意がある場合は回数にかかわらず開催するものとする。
- 3 実行委員会の会場へは構成員と特に出席を求められた者、または出席を許可された者以外は、出席することができない。
- 4 実行委員会は、別表地区割一覧表を毎年調整しなくてはならない。

第7章 各種委員会

第30条 委員会

- 1 この会には、次の委員会を置く。
 - (1) 学級委員会
 - (2) 地区委員会
 - (3) 特別委員会
- 2 これらの委員会は、その委員会の特殊性を生かし、当面する諸問題を討議し、かつ実践するものとする。

第31条 学級委員会

- 1 学級委員会は各学級より選出された2人宛の学級委員が各学年に合同して構成し、互選によって学年委員長1名、副学年委員長2名を選出する。この学年委員長6名の中から、代表1名を選出し、これを学級委員長とする。この学級委員長が、実行委員に選任するものとする。
- 2 この委員会は各学年に委員長がこれを召集し、主宰するものとする。
- 3 この委員会はそれぞれ所属する学級または学年の事項を討議し、担任教員と父母（保護者）との連携を強化し、信頼のもとに学級PTAの中核として活動する。
- 4 副学年委員長は各部に所属する。

第32条 地区委員

- 1 地区委員会は、別紙地区割一覧表による地区ごとに選出された委員で構成する。
- 2 この委員会は互選により正副委員長を選出する。
- 3 この正委員長は実行委員会の構成員となり、実行委員会に出席するものとする。
- 4 この委員会は地区会員との連携を密にし、地区内の諸問題を討議し、一般地区住民との対話のもとに児童の生活環境（家庭を含む）の改善と保護に積極的に努める。

第33条 特別委員会

特別委員会は必要に応じ実行委員会の決定により設置することができる。

第8章 指名委員会

第34条 委員

- 1 指名委員会の委員は第27条の規定によって、地区より選出された実行委員と学年毎に選出された者をもって、これにあてる。
- 2 各学年に選出された者より2名、実行委員より2名、学校代表1名、PTA役員代表の計6名で委員会を構成する。
- 3 指名委員長には、顧問又は、会長をこれにあてる。
- 4 この委員の任期は次期役員選任の総会終了の時までとする。
- 5 委員長は委員会を招集し、主宰する。

第35条 権能

この委員会は次期役員候補を選ぶものとする。
被指名者の同意を得て総会に報告し次期役員の選任を行うものとする。

第9章 部会

第36条 部会

1 この会には次の部会を置く。

- (1) 文化部
- (2) 環境施設部
- (3) 広報部
- (4) 給食部
- (5) 保健体育部

2 部会は会員と実行委員、学級委員をもって組織し、部会活動および学習について企画し、実践するものとする。

3 部会には部長1名、副部長2名を選任し、部長は実行委員の1名をもってこれにあてる。

4 部会はその活動と学習を通じて会員相互の理解を深めるよう努力しなければならない。

第37条 文化部

文化部は会員の教養と娯楽に関する部門を担当する。

第38条 環境施設部

環境施設部は、特に児童生徒の登校・下校および学校内、または放課後等の生活環境に関する部門を担当する。

第39条 広報部

広報部は、会員及び児童生徒、その他PTA等の活動状況、または作文等の情報の交換および会員に対するPRの部門を担当する。

第40条 給食部

給食部は、児童生徒の給食に関し研究し、学校に対して協力する。

第41条 保健体育部

保健体育部は、会員、児童生徒の健康促進に関する部門を担当し、かつ体育大会その他保健衛生に関する学校行事に協力する。

第10章 役員会

第42条 役員会

会長は第11条の役員と校長、教頭の他のものをもって役員会を構成することができる。この場合会長が招集し、会を主宰する。

第11章 会則の変更及び解散

第43条 会則の変更

この会則は総会において、出席会員の4分の3以上の同意を得て変更することができる。

第44条 解散

この会は法律によって解散命令があったとき、または全会員の5分の4以上の同意があったときに解散する。

* この会則は、昭和51年6月10日より施行する。

* 平成16年3月31日 一部改正。

* 平成20年5月13日 一部改正。

役員選出規定

この規定は会則第11条の役員を選出する事務手続きを明確にするためにもうける。選出事務の執行は指名委員会がこれに当たる。

1 全会員中より、10月のPTA実行委員会終了後、2週間の期間を定めて役員立候補者を募る。

2 指名委員会において会員中より本人の了解を得て推薦候補者を定める。

3 指名委員会による推薦候補者と立候補者の中より総会に出席した会員の無記名投票により役員を決定する。

4 役員候補者が定足数以内の場合は無投票により決定する。

附則

1 役員を選出は原則として上記の通り行いが、実施に当たって疑義の生じた場合は実行委員会にて審議して決定する。

2 立候補者が定足数に満たない場合は、指名委員会とPTA実行委員会の構成員が、会員中より本人の了承を得て推薦候補者を推薦することができる。

3 この規定の改正もしくは追加の手続きは実行委員会において決定する。

* 平成20年10月15日 一部改正。